

令和6年度牛窓アートスポットの整備による地域の魅力創出業務仕様書

1 業務名

令和6年度牛窓アートスポットの整備による地域の魅力創出業務

2 業務の目的

瀬戸内市では、牛窓地域にパブリックアートを新たに整備することで、地域の魅力創出を図り、国内外からの観光誘客や地域内の周遊を促進することを目的とする。

3 業務の内容

(1) アートスポットの整備

牛窓地域にパブリックアートを1点以上制作し整備すること。これには制作作家の選定や設置場所の提案を含むこととする。

<アートスポットのデザイン・コンセプト>

- ① 恋人の聖地・牛窓ならびに設置場所のイメージを生かし、SNS等で映えるデザインとすること。これについては、平面作品・立体作品の別を問わない。
- ② 本業務のターゲットは主に20～40代の女性とし、それらの層に訴求できるデザインであること。
- ③ 作品のサイズについては特に規定しないが、安全面に十分配慮したデザイン及びサイズとすること。
- ④ 設置された作品は、観光客が触れることができる等、体感的に楽しめるものとする。
- ⑤ SNS等での拡散や情報発信を意識したデザインとすること。

<設置場所>

- ① 牛窓地域の中から実現可能な場所を提案すること。
- ② 観光客の動線が確保され、アクセスし易い場所を提案すること。
- ③ 牛窓オリーブ園（瀬戸内市牛窓町牛窓412-1）と前島フェリーターミナル付近（瀬戸内市牛窓町牛窓前島地内）に設置されているアートスポットとの効果的な周遊が図れる場所を提案すること。
- ④ 屋外に設置すること、また観光客が無料で来訪できるエリアに設置を提案すること。
※ 整備の際は、屋外広告物条例などの関係法令を遵守するとともに関係部署との調整を行い、必要に応じて許可申請を行うこと。

<制作および設置>

- ① 作品の材質（仕上・下地材料を含む。）は、屋外での長期の展示に耐えうる安全性、耐久性及び耐候性等について十分に検討すること。材質の選定に当たっては、選定の理由を明らかにし、企画提案書へ記載すること。
- ② 作品の設置・据付にあたっては、安全性に十分配慮し、構造計算等により、安易に倒壊または損傷することのないような構造とすること。屋外での長期の展示に係る経年劣化への耐性について考慮すること。
- ③ 作品のメンテナンスについては、維持管理の容易なものとし、設置後5か年間に要する点検及び修繕に係る費用、その計画について、企画提案書へ記載すること。なお、メン

テナンスのしやすさ、費用を軽減する提案であることが望ましい。

- ④ 作品の制作場所については、受注者が調整し、確保すること。
- ⑤ 作品の設置は、令和7年2月末日までに行うこと。
- ⑥ 発注者による制作過程の取材（動画撮影、インタビュー）、メディア等への公開に際して積極的に協力すること。

(2) プロモーション

アートスポットの整備について、本業務の効果を最大限発揮できるターゲットを意識したプロモーションを実施すること。これはターゲットに対して訴求力の高い広報媒体でのPRだけでなく、マスメディアやSNS等を活用した効率的な情報発信なども併用しながら、牛窓への効果的な誘客促進につながる取組であることが望ましい。

また、アートスポット整備を周知するために、除幕式等オープニングイベントを文化観光課と協議のうえ企画し、マスメディアを中心に広報すること。

提案に際しては、PRコンセプト、ターゲットとする層、広報媒体の選択や誘客促進についての取組などについて具体的に記載すること。

(3) 自由提案

上記(1)(2)以外に、誘客促進及び満足度の向上に資する効果的な取り組みについて提案者の強みを生かし、予算の範囲内で自由に企画し提案を行うこと。

(4) 業務報告書の作成と報告

本業務の取組・実績等を記載した実施報告書を取りまとめ、発注者へ提出すること。

※ なお業務の詳細については、提案内容を基に発注者と協議の上、決定するものとする。

4 著作権の譲渡等

本事業の実施により作成される成果物の著作権等の取扱いは次の各号に定めるところによる。

- (1) 本業務の履行に係る成果物の所有権は全て発注者に帰属する。
- (2) 成果品が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- (3) 成果品について、受注者及びその他の第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、発注者及び発注者の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (4) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は業務委託料に含むものとする。
- (5) 発注者は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (6) 受注者は、発注者の了解のもとに、成果品を使用することができる。
- (7) 本業務の遂行にあたり受注者が独自に作成した著作物についても成果品として発注者に無

償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1) から (5) の規定を準用する。

5 その他留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、発注者と受注者で協議の上決定する。なお、この仕様書に明示されていない事項又は、業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受注者の責任において対処することとする。
- (3) 事故等により発生した損害については受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は両者協議により決定する。
- (4) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保、その他付随する業務全般を実施すること。
- (5) 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、発注者の承諾を得ることなく第三者に漏らしたり、本業務以外の目的に使用してはならない。なお、委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。

6 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

7 成果品等

本業務実績報告書 2部

本業務実績報告書及び本業務で作成した資料の電子データを収録したDVD-R等 一式

8 再委託の制限等

- (1) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に瀬戸内市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。